



ちよだ社協 令和6年度 事業計画の概要(社会福祉事業区分)

基本的な考え方

昨今社会問題として取り上げられている8050問題を始め、ダブルケアやヤングケアラーの増加、若者のひきこもりや子どもの貧困等を含む複雑多様な福祉課題を解決するために、区は令和6年度、公的なサービスと住民や民間団体等が進めるサービス、その他の社会資源を組み合わせながら問題解決にあたるための調整役となるコミュニティソーシャルワーカーを配置することとし、本会がその業務を受託する予定です。このコミュニティソーシャルワーク事業の開始により、本会はこれまで以上に積極的に地域福祉の推進を中核的に担っていきます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、千代田区でも令和6年度より本会の成年後見センターを区の「中核機関」として位置づけ、区と一体となって成年後見制度の利用促進を図ることになりました。

このような動きに見られるように、社会福祉法上「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として社会福祉協議会への期待がますます高まる中、具体的な成果も問われています。

令和6年度、千代田区社会福祉協議会は下記「基本理念」および「はあとプラン」に掲げる4つの「基本方針」に基づき、千代田区における地域福祉活動を進めていきます。

■基本理念

みんなが参加し さえ合うまちづくり

■基本方針(「はあとプラン」活動目標)

- 誰ひとり取り残さない地域社会づくり
- 身近な圏域における多様な活動の創出
- 地域共生社会の実現
- 組織体制の整備と財政基盤の強化

事業の柱





ちよだ社協 令和6年度 事業計画の概要(社会福祉事業区分)





ちよだ社協 令和6年度 当初予算の概要(社会福祉事業区分)

※予算（案）の詳細については、別冊「令和6年度 事業計画・予算（案）」をご覧ください。

